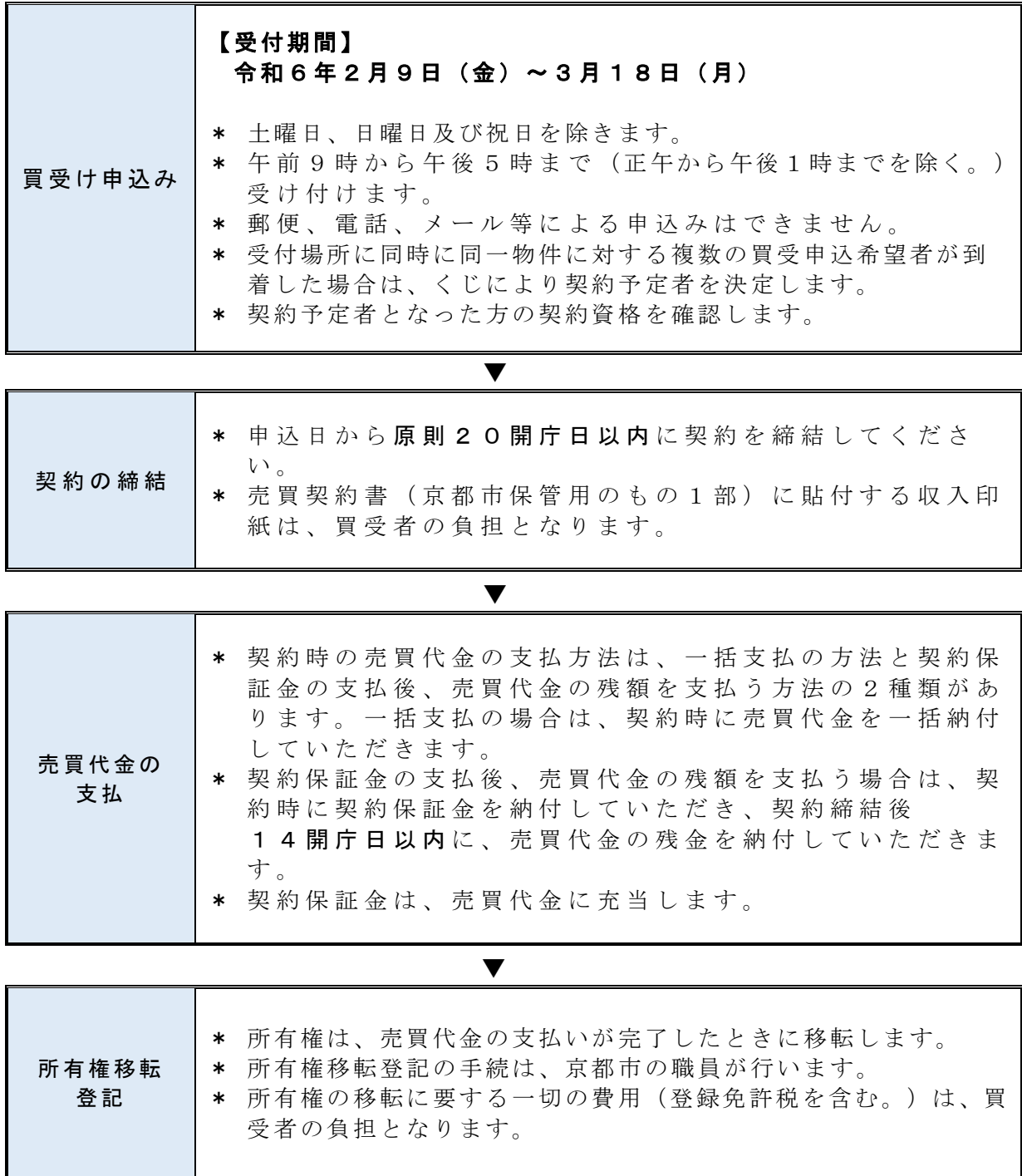


# 令和5年度 先着申込順による売却の流れ

令和6年2月6日(火)に実施した市有地等の売却に係る一般競争入札において、入札者のなかった物件について、先着順により売却を行います。



手続完了

# 1 買受け申込み

## (1) 対象物件

令和6年2月6日(火)に実施した市有地等の売却に係る一般競争入札において、入札者のなかった3号物件を対象とします。

物件の詳細は、京都市ホームページに掲載している入札案内書等を御確認ください。

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000318125.html>

## (2) 売却価格

一般競争入札で公表した予定価格とします(入札案内書12ページ参照)。

## (3) 買受申込者の資格

次のア～カのいずれかに該当する方は、申込みはできません。

ア 入札しようとする市有地等に係る事務に従事する職員

イ 入札に係る契約を締結する能力を有しない者

ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

オ 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者並びにこれらの者の依頼を受けて市有地等の売買契約をしようとする者

カ 入札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて市有地等の売買契約をしようとする者

※ オに該当しないことについて、京都府警察本部へ照会します。

## (4) 買受け申込み方法

先着順で申込みを受け付けますので、受付期間内に、受付場所へ必要書類を直接持参してください。ただし、次の①～③の全てに該当する場合は、同着とみなし、くじで契約予定者を決定します。

① 受付場所に同時に複数の買受申込希望者が到着していること。

※ 受付時間外に複数の買受申込希望者が到着している場合も、受付開始時点において同着とみなします。

② 申込みの対象が同一物件であること。

③ 必要書類を全て揃え、遺漏なく必要事項の記入がなされていること。

なお、2番目以降に申込みをされた方やくじで次点以下となった方については、その順位に従って契約待機者となり、契約予定者との契約が不調になったときは、順次繰り上げて契約予定者となります。

※ お電話や不備のある書類等での仮申込みには応じられませんので御注意ください。

受付期間	令和6年2月9日(金)から3月18日(月)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
受付時間	午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
受付場所	京都市行財政局資産イノベーション推進室(京都市役所本庁舎4階)

## **(5) 申込み時に必要な書類**

申込み時に必要な書類は、次のとおりです。

ア～エの書類は、申込場所において配布しているほか、京都市ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしていただくこともできます。

### **ア 市有財産買受申込書**

売買契約者となる方がお申込みください。

### **イ 誓約書（申込資格等に関するもの）**

### **ウ 誓約書（京都市暴力団排除条例に関するもの）**

### **エ 【申込者が法人の場合】**

営業所所在地等報告書兼誓約書

### **オ 【申込者が法人の場合】**

登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

### **カ 【申込者が個人の場合】**

住民票の写し（マイナンバー（個人番号）の記載のないもの）

### **キ 委任状**

代理人の方が申込みに来庁される場合は、委任状が必要ですので、京都市ホームページから事前に入手してください。

## **※ オ及びカは、申込日を基準として、3箇月以内に発行されたもの**

- 郵送、電話、メール等による申込みはできません。
- 提出された書類等は、お返しできません。
- 買受申込前に必ず物件調書等により物件の詳細を御確認ください。物件調書は、京都市ホームページに掲載している入札案内書22～25ページで確認できます。
- 物件の引渡しは、現状のままで行いますので、必ず御自身で事前に現地の確認をしていただき、諸規制の状況等も調査確認を行ってください。

## **2 契約の締結**

### **(1) 契約書の作成**

契約書は、京都市ホームページに掲載している売買契約書（案）により、京都市で2部御用意します。

うち、京都市保管用のもの1部に貼付する収入印紙（売買金額に応じたもの）は、買受者の負担となります。

なお、京都市が作成する文書は印紙税非課税であるため、買受者保管用の契約書には収入印紙は貼付しません。

### **(2) 契約締結期間**

事前に調整のうえ、申込日から原則20開庁日以内に契約を締結してください。

### **(3) 契約名義人**

必ず申込者名義で契約を締結してください。連名（共有）で申込みの場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。

#### **(4) 注意事項**

契約予定者が、その落札物件を公序良俗に反する用途に供するおそれのあるときには、京都市は契約を締結しない場合があります。

### **3 売買代金の支払**

買受者は、次のいずれかの方法により、京都市が発行する納入通知書で売買代金をお支払いください。購入資金の手当等については、お早めに金融機関等と御相談ください。

#### **(1) 一括支払**

売買契約の締結日と同日に、売買代金を、京都市が発行する納入通知書により、一括してお支払いください。

#### **(2) 契約保証金の支払後、売買代金の残額支払**

売買契約の締結日と同日に、契約保証金として売買代金の100分の10以上(円未満切上げ)に相当する額を、京都市が発行する納入通知書により、お支払いください。

その後、売買契約締結から14開庁日以内に、売買代金から契約保証金額を差し引いた金額を、京都市が発行する納入通知書により、お支払いください。お支払完了後、契約保証金を売買代金に充当します。

### **4 所有権移転登記**

一般競争入札による売却時の取扱い(入札案内書10ページの「5 所有権の移転登記」参照)に準じ、「落札者」を「買受者」、「落札物件」を「売買物件」に読み換えて適用します。

### **5 その他の注意事項**

(1) 一般競争入札による売却時の取扱い(入札案内書10ページの「6 その他の注意事項」参照)に準じ、「落札者」を「買受者」に読み換えて適用します。

(2) 契約後、買受者の名称(個人の場合は「個人」と表記します。)及び契約金額をホームページ等で公表する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。